

農商工連携アドバイザー派遣要領

第1条 趣旨

公益財団法人福岡県中小企業振興センター(以下「センター」という。)が、県産農林水産物を活用した商品開発・販路拡大に取り組む商工業者及び農林漁業者が抱える課題について、専門的な立場から適切な診断・助言を行い、解決に向けた支援を行う専門家「農商工連携アドバイザー」(以下「アドバイザー」という。)を派遣する。

第2条 事業内容

センターは、商工業者及び農林漁業者(以下「事業者」という。)からの要請に応じ、専門的な知識や経験を有するアドバイザーを派遣し、活動を支援する。

(1) 派遣対象

福岡県産農林水産物を活用し、商品開発・販路拡大に取り組む福岡県内に在住する事業者とする。

(2) アドバイザーの業務内容

アドバイザーは、センターからの依頼に基づいて、次の業務を行うものとする。

①商品開発及び販路拡大の支援

②センター及び公的支援機関が企画、開催するセミナー・ワークショップ等の講師

(3) 派遣回数

アドバイザーの派遣回数は、原則として同一の事業者に対して3回以内とする。なお、センターが必要と認めたときは、3回を超えて派遣することができる。

(4) 派遣費用

アドバイザー派遣に係る事業者の負担は無料とする。

第3条 申請手続き

アドバイザーの派遣を希望する事業者は、「農商工連携アドバイザー派遣申込書」(様式第1号)をセンターに提出しなければならない。

2 センターは、提出された申請書等を審査し、派遣が適当と判断されたときは、適切なアドバイザーを選定し、派遣するものとする。

3 センターは、支援対象に選定された事業者に対して決定の通知(様式第2号)を行い、アドバイザーに対しては支援依頼書(様式第3号)により通知

を行うものとする。

第4条 暴力団排除

センターは、支援を希望する事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、アドバイザーを派遣しない。また、支援の決定を受けた後に次の各号のいずれかに該当することが判明した時は、センターは直ちに派遣を中止することができる。この場合において、支援を受けている事業者に損害があっても、センターはその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
- (2) 役員等（個人である場合におけるその者、法人である場合におけるその法人の役員又は当該個人若しくは法人の経営に事実上参画している者をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
- (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
- (4) 第1号又は第2号に該当することを知りながら、そのものと下請契約（一次及び二次下請以降全ての下請契約を含む。）又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
- (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
- (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
- (7) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
- (8) 役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

第5条 アドバイザーの登録

センターは、農商工連携の分野で高い見識と経験を有する専門家をアドバイザーとして登録するものとする。

- 2 センターは、前項で登録したアドバイザーと、年度ごとに業務委託契約を取り交わすものとする。

第6条 アドバイザーの派遣に関する事項

(1) 経費の負担

センターは、第6条の(4)の業務報告書の内容が適切と認められる場合、アドバイザーに対して予算の範囲以内で謝金と旅費を支払うものとし、その額は次の通りとする。

- ① 謝金 実働時間1時間当たり7,200円(税込)
- ② 旅費 公益財団法人福岡県中小企業振興センター旅費規程に規定する旅費に準ずる。なお、アドバイザーは事前にセンターに交通手段を報告することとする。

(2) 派遣時間

センターが経費を負担するのは、原則として、1日の派遣につき3時間を上限とし、移動時間は含まないものとする。なお、アドバイザーは派遣先の事業者から従事日時を記載した「支援確認書」(様式第4号)を徴取し、センターに提出することとする。

(3) 守秘義務

アドバイザーは、本事業の実施により知り得た情報等を外部に漏らし、又は自己利益のために利用してはならない。

(4) アドバイザーによる報告書の作成

アドバイザーは、支援又は講師を実施した日の翌日から3日以内に実施時間や内容を記載した報告書をセンターに提出するものとする。

第7条 その他

この要領に定めのない事項については、センター理事長が別に定める。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年6月16日から施行する。

この要領は、令和3年10月11日から施行する。